

○燕市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市広告掲載取扱要綱(平成19年燕市告示第195号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、燕市ホームページ(以下「市ホームページ」という。)に広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦80ピクセル、横180ピクセル
- (2) 形式 GIF、JPEG又はPNG。ただし、アニメーション、ロールオーバー等は、不可とする。
- (3) データ容量 4KB以下

(広告の掲載ページ等)

第3条 広告を掲載するページは、市ホームページのトップページとし、広告の位置及び枠数は、市長が指定する。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、1枠当たり月額1万円とする。

2 同一年度内において4月掲載するたびに、4月目の広告掲載料は、6,000円とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間の指定は、1月単位とし、同一年度内において最長12箇月とする。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、市長が定める。

(広告掲載料の減免)

第6条 次の各号に掲げる個人又は法人(以下「対象者」という)から市ホームページ広告の掲載申込みがあった場合、広告掲載料は、最初の掲載月から6月を全額、最後の6月を50%減免とする。

- (1) 燕市創業支援家賃補助金交付要綱(平成29年燕市告示第90号)に定め

る補助金の交付の指定を受けた対象者

(2) 燕市創業支援資金利子補給金交付要綱(平成27年燕市告示第102号)に定める利子補給金の利子補給の承認を受けた対象者

(3) 市が指定する創業講座を受講し修了証書を受けた対象者

2 前項に定める対象者の申請可能期間は次のとおりとする。

(1) 前項第1号の対象者は、交付の指定を受けてから3年以内とする。

(2) 前項第2号の対象者は、利子補給の承認を受けてから3年以内とする。

(3) 前項第3号の対象者は、修了証書を受けた日から3年以内とする。ただし、市内で事業を営む個人又は法人に限るものとする。

(広告掲載の募集方法)

第7条 市長は、市ホームページへの広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)を募集する場合は、市ホームページ又は広報紙で公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、燕市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に、必要な資料を添えて、市長が定める期限までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、速やかに当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、掲載申込みのあった広告が予定の枠数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。この場合において、順序が同じ広告が複数あるときは、掲載希望月数の多いものを先順序とする。

(1) 国、地方公共団体、公団、公社、公益的法人その他の非営利団体

(2) 民間企業のうち、電気、ガス、公共交通、医療、教育、文化、報道その他の公共性を有する企業

(3) 市内に事業所を有する民間企業又は自営業者

(4) 前3号に掲げる以外のもの

- 3 前項の規定にかかわらず、申込者が広告掲載を希望する最初の月前の12箇月間において、既に6箇月を超えて広告を掲載している場合は、前項第4号の次の順序とみなす。
- 4 前2項の規定によっても、掲載する広告を決定できないときは、抽選により決定する。
- 5 市長は、広報掲載の可否を決定したときは、申込者に対し、燕市ホームページ広告(掲載・非掲載)決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条第5項の規定により広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、第2条に規定する規格の広告原稿(以下「画像データ」という。)を作成し、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により画像データの提出があったときは、その内容及びリンク先について、申込書の内容と相違していないこと、要綱及びこの告示(以下「要綱等」という。)に違反していないこと、その他提出された画像データが適当であることを確認するものとする。

3 市長は、前項の場合において、提出のあった画像データが適当でないと認めたときは、広告主に対し画像データ又はリンク先の変更を求めるものとする。

(リンク先の変更の求め等)

第12条 市長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が要綱等に違反し、又は適当なものでないと認める場合は、広告主に対し、その内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主への催告その他の手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに画像データの提出がないとき。
- (3) 第11条第3項及び前条の規定による変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとし、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告等の変更)

第14条 広告主は、広告の掲載決定期間内において月を単位として、広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の15日までに、燕市ホームページ掲載広告等変更申込書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(広告掲載の取りやめ)

第15条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとする場合は、市長に燕市ホームページ広告掲載取りやめ申出書(様式第4号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、掲載した広告を削除するものとする。

3 市長は、前項の規定により広告を削除した場合で、当該広告を削除した日の属する月の翌月から、広告の掲載決定期間内の未掲載の月数が3月以上あるときは、当該月数から2月を減じた月数に応じ、広告掲載料を返還するものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第16条 市長は、広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない事由に

より、広告を掲載することができなくなった場合は、広告の掲載決定期間内の未掲載の月数に応じ、広告掲載料を返還する。

2 月の途中で掲載することができなくなった場合における前項の規定による当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

3 次に掲げる事由により、本市が市ホームページの運営を一時停止した場合は、前2項の規定に準じてその広告掲載料を返還する。ただし、一時停止の期間が24時間を超えない場合は、広告掲載料を返還しない。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

4 前3項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、市ホームページに掲載された広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容について的一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証しなければならない。

3 広告主は、第三者から広告等に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第8条の規定により決定を受けた市ホームページへの広告掲載の権利を他に譲渡してはならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、市ホームページの広告掲載に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年11月28日告示第346号)

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年1月30日告示第19号)

この告示は、平成21年2月1日から施行し、平成21年4月の掲載分から適用する。

附 則(平成29年7月30日告示第238号)

この告示は、平成29年8月1日から施行し、平成29年9月の掲載分から適用する。

附 則(平成31年3月29日告示第77号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月1日告示第21号)

この告示は、令和3年2月1日から施行する。